

【NEWS RELEASE】

2025年4月21日

各 位

株式会社三井住友銀行

気候変動対応型ローンの取扱い開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：福留 朗裕）は、スイス損害保険会社（スイス・リー・インターナショナル・エスイー日本支店、代表者：ポール・アトキンソン）の協力を得て、台風や大雨による風水害の発生で損失を被った国内上場企業等（以下、お客さま）の債務を一部免除する特約付きのローン「気候変動対応型ローン」（以下、本商品）の取扱いを開始しました。

近年、地球温暖化の影響で、台風や大雨の発生頻度および強度が増加しており、さらなる被害の発生が懸念されています。こうした状況に対応すべく、これまで提供してきた温室効果ガス排出削減・抑制に向けた「緩和ファイナンス」に加え、気候変動の影響を軽減する「適応ファイナンス」の一環として、本商品を提供します。

本商品では、契約時に台風や降水量に関する指標や観測地点などの債務免除要件を設定し、それに基づいてローン元本に対する債務免除割合を規定します。債務免除要件を満たす台風や大雨が発生した場合には、その台風・大雨によりお客さまに生じた特別損失の額を上限として債務免除を行います。災害による特別損失には、固定資産や棚卸資産の物的損失に加え、操業・営業休止期間中の固定費やその他復旧関連費用なども含まれるため、財物補償が中心の従来の火災保険等よりも包括的に損失に備えることが可能となります。

当行は、既存商品である地震対応型ローン（[リンク](#)）に本商品を加えることで、リスクファイナンスの領域を拡大し、お客さまの自然災害に対するレジリエンスを向上させる取り組みを支援します。今後も持続的な社会の構築に向け、社会的価値の創造に努めてまいります。

以 上